

別紙1 南海トラフ地震防災対策計画作成義務者一覧

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)第3条第1号に規定する施設	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場(30人以上) ロ 公会堂又は集会場(30人以上) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類(30人以上) ロ 遊技場又はダンスホール(30人以上) ハ 性風俗関連特殊営業(30人以上) ニ カラオケボックス類(30人以上) 3項 イ 待合、料理店類(30人以上) ロ 飲食店(30人以上) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場(30人以上) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類(30人以上) 6項 イ 病院、診療所又は助産所(30人以上) 8項 図書館、博物館、美術館類(50人以上) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類(30人以上) ロ イ以外の公衆浴場(50人以上) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(50人以上) 11項 神社、寺院、教会類(50人以上) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場(50人以上) 15項 前各項に該当しない事業場(50人以上) 16項の2 地下街(30人以上) 17項 文化財建築物(50人以上) <p style="text-align: center;">【消防法施行令第1条の2第3項】</p>	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	16項の3 準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第2号に規定する施設	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ又は9項イの防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの その一部が消防法施行令別表第1の1項から8項、9項ロ、10項、11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が50人以上のもの <p style="text-align: center;">【消防法施行令第1条の2第3項】</p>	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長)又は消防署長	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの その一部が消防法施行令別表第1の1項から8項、9項口、10項、11項、13項 イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の 合計が30人以上50人未満のもの 【消防法施行令第1条の2第3項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第3号に規定する施設	予防規定を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予 防規程	市町村長(都府県知 事又は総務大臣)	2部(1部) ※危険物の規制に関する 規則第62条第2項	同上
政令第3条第4号に規定する施設	火薬類の製造所(経済産業大臣の許可) 【火薬類取締法第3条】	火薬類取締法第28条第1項に規定する 危害予防規程	経済産業大臣又は 知事	1部(1部)	同上
政令第3条第5号に規定する施設	高圧ガスを製造する事業所(不活性ガスのみ製造に係る事業所を除く)(都道 府県知事の許可) 【高圧ガス保安法第5条第1項】	高圧ガス保安法第26条第1項に規定す る危害予防規程	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第6号に規定する施設	当該施設において通常貯蔵し、又は1日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物 又は劇物の総トン数が、毒物にあつては20トン以上、劇物にあつては200トン 以上の施設 【毒物及び劇物取締法第2条】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第7号に規定する施設	核燃料物資等の製錬施設(3条)、加工施設(13条)、原子炉施設(23条、43条の 3の5)、使用済燃料貯蔵施設(43条の4)、再処理施設(44条)、使用施設等(53 条) 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第3条他】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第8号に規定する施設	第一種事業所及び第二種事業所(石油コンビナート等特別防災区域に所在し、 相当量の石油等を取り扱う事業所) 【石油コンビナート等災害防止法第2条第6号】	石油コンビナート等災害防止法第18条 第1項に規定する防災規程	市町村長(知事)	1部(1部)	同上
政令第3条第9号に規定する事業	第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業 (指定公共機関以外の鉄道事業者が対象) 【鉄道事業法第2条第1項】	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 第3条第1項の実施基準	地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施 設の位置を明らかにした図面及び南 海トラフ地震防災規程の写しの送付 に係る市町村の名称を明らかにした 書面
	索道事業(他人の需要に応じ索道による運送を行う事業(旅客の運送を行わ ないものを除く)) 【鉄道事業法第2条第5項】	索道施設に関する技術上の基準を定める 省令第3条第1項の細則			

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
政令第3条第10号に規定する事業	軌道を敷設して運輸事業を営業者 【軌道法第3条】	軌道運転規則第4条第1項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則	地方運輸局長	1部(1部)	同上
政令第3条第11号に規定する事業	一般旅客定期航路事業 【海上運送法第2条第5項】	海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程	国土交通大臣又は 地方運輸局長	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、航路図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
	旅客不定期航路事業 【海上運送法第21条第1項】	海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程			
政令第3条第12号に規定する事業	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス) 【道路運送法第3条第1号イ】	運行管理規程 (旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規定)	—	—(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面、運行系統図及び南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第13号に規定する施設	小中高大学校、高専等(1条)(50人以上) 特別支援学校、幼稚園(1条)(30人以上) 専修学校(124条)(50人以上) 各種学校(134条)(50人以上) 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長) 又は消防署長	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面
	小中高大学校、高専等(1条)(50人未満) 特別支援学校、幼稚園(1条)(30人未満) 専修学校(124条)(50人未満) 各種学校(134条)(50人未満) 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第14号に規定する施設	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園(30人以上) 乳児院、障害児入所施設(10人以上) 【児童福祉法第7条第1項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(市町村長) 又は消防署長	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
	助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園（30人未 満） 乳児院、障害児入所施設（10人未満） 母子生活支援施設、児童厚生施設  【児童福祉法第7条第1項】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
	身体障害者福祉センター（30人以上）  【身体障害者福祉法第5条第1項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	同 上
	身体障害者福祉センター（30人未満） 補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設  【身体障害者福祉法第5条第1項】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
	更生施設（30人以上） 救護施設（10人以上）  【生活保護法第38条第1項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	同 上
	更生施設（30人未満） 救護施設（10人未満） 医療保護施設、授産施設、宿所提供施設  【生活保護法第38条第1項】	対策計画	知事	1部（1部）	同 上
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（主として避難が困難な要介護者 を主として入居させるものを除く）、老人福祉センター、老人介護支援センター （5条の3）（30人以上） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（主 として避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）（5条の3）（10人 以上） 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるものを 除く）（29条）（30人以上） 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるもの） （29条）（10人以上）  【老人福祉法第5条の3、第29条】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	同 上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く）、老人福祉センター、老人介護支援センター（5条の3）（30人未満） 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）（5条の3）（10人未満） 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く）（29条）（30人未満） 有料老人ホーム（主として避難が困難な要介護者を主として入居させるもの）（29条）（10人未満） 【老人福祉法第5条の3、第29条】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
	介護老人保健施設（10人以上） 【介護保険法第8条第28項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	同上
	介護老人保健施設（28項）（10人未満） 介護医療院（29項） 【介護保険法第8条第28項、第29項】	対策計画	知事	1部（1部）	同上
	障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設（1項）（30人以上） 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く）（11項）（30人以上） 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるもの）（11項）（10人以上） 地域活動支援センター（27項）（30人以上） 福祉ホーム（28項）（30人以上） 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	同上
	障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る）の用に供する施設（1項）（30人未満） 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く）（11項）（30人未満） 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるもの）（11項）（10人未満） 地域活動支援センター（27項）（30人未満） 福祉ホーム（28項）（30人未満） 【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】	対策計画	知事	1部（1部）	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
	女性自立支援施設 【困難女性支援法第12条第1項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第15号に規定する施設	鉱山 【鉱山保安法第2条第2項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第16号に規定する施設	貯木場 【港湾法第2条第5項第8号】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第17号に規定する施設	人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業(当該事業の用に供する敷地の規模が1万平方メートル以上のものに限る。)(動物園)	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面
政令第3条第18号に規定する施設	地方道路公社管理道路 【道路法第2条第1項】 一般自動車道 【道路運送法第2条第8項】	対策計画	知事	1部(1部)	同上
政令第3条第19号に規定する施設	基幹放送事業 【放送法第2条第2号】 基幹放送局提供事業 【放送法第118条第1項】	対策計画	知事	1部(1部)	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第20号に規定する施設	ガス事業(ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業、ガス製造事業) 【ガス事業法第2条第11項】	(ガス小売事業) ガス事業法第24条第1項に規定する保安規程 (一般ガス導管事業) ガス事業法第64条第1項に規定する保安規程 (特定ガス導管事業) ガス事業法第84条第1項において準用する同法第64条に規定する保安規程 (ガス製造事業) ガス事業法第97条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣	1部(1部)	同上

施設又は事業の種類	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	届出書又は送付書に 添付する書類
政令第3条第21号に規定する事業 及び施設	水道事業（水道事業（2項）、水道用水供給事業（4項）、専用水道（6項）） 【水道法第3条】	対策計画	知事	1部（1部）	事業にあたって当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び対策計画の写しを送付した市町村名を明らかにした書面 施設にあつては当該施設の位置を明らかにした図面
政令第3条第22号に規定する事業	電気事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業） 【電気事業法第2条第1項第16号】	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程	経済産業大臣又は 産業保安監督部長	1部（1部）	当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面及び南海トラフ地震防災規程の写しを送付した市町村名を明らかにした書面
政令第3条第23号に規定する事業	石油パイプライン事業 【石油パイプライン事業法第2条第3項】	石油パイプライン事業法第27条第1項に規定する保安規定	経済産業大臣、国土 交通大臣及び総務 大臣	1部（1部）	同上
政令第3条第24号に規定する施設	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、事業場）	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（市町村長） 又は消防署長	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面